平成２２年（再ロ）第４号

福岡市南区大池１丁目15番15号
再生債務者　内田　考治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第８号

千葉県成田市並木町８番地２　104号
再生債務者　奈良　正広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月18日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第１０号

秋田県横手市山内平野沢字相野々55番地６
再生債務者　藤田　敏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月21日　秋田地方裁判所横手支部

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第３項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、平成23年４月１日から施行します。
平成23年３月１日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　平井　正夫

平成23年４月１日から平成24年３月31日まで

企業年金基金変更公告

旭化成ホームズ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
１．新事務所の所在地　東京都新宿区西新宿１丁目24番１号
２．旧事務所の所在地　東京都新宿区西新宿２丁目３番１号
３．変更年月日　平成23年３月１日
平成23年３月１日
旭化成ホームズ企業年金基金
理事長　唐篭　秀雄

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式を含む）を承継して存続し乙は解散することとしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年四月四日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年四月一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月二日
掲載頁　九十頁（号外第二三一号）
平成二十三年三月一日
東京都港区芝浦四丁目一六番二五号
（甲）株式会社ＶＳＮ
代表取締役　川崎健一郎
東京都港区六本木一丁目六番一号
（乙）Ｒホールディングス株式会社
代表取締役　大川　竜治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年二月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.sline.co.jp
（乙）http://www.sline.co.jp
平成二十三年三月一日
愛知県一宮市丹陽町九日市場字中田六三番一
（甲）株式会社スリーエス物流
代表取締役　加藤　孝一
静岡県袋井市三科字池ノ谷二四四〇番地一
（乙）株式会社スリーエス物流袋井
代表取締役　坪河　達郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月一日
新潟県糸魚川市横町五丁目八番二号
合資会社猪又商店
代表社員　五十嵐　仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月一日
東京都文京区小日向二丁目一九番一二号
有限会社文京興産
代表取締役　土屋　實

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し七百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月四日です。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月一日
新潟県新潟市中央区新和一丁目六番一九号
有限会社近江ビル
代表取締役　渡辺　正夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月一日
島根県出雲市地合町一四三番地
地合定置網漁業有限会社
代表取締役　佐藤　修一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めます。
平成二十三年三月一日
栃木県那須郡那須町大字高久丙字海道上四一四番地の二
那須興業株式会社
代表取締役　大久保達夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月十六日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めます。
平成二十三年三月一日
埼玉県吉川市旭七番地一
株式会社丸和運輸機関
代表取締役　和佐見　勝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月十四日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年三月一日
東京都台東区西浅草三丁目一七番一号
日本ピューホテル株式会社
代表取締役　鹿野　建治